

ID: 269

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町斜面崩壊復旧事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成25年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (分担金被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額等) 第4条 受益者から徴収する分担金の額は、事業に要する費用の総額に100分の20を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日